

「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」設置要綱

(名称)

第 1 条 本会は「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の範囲をいう。）において、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、県域を超えた連携（以下「広域的な連携」という。）が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携について検討することを目的とする。

(検討事項等)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について情報共有及び検討を行うものとする。

- 一 各構成員が実施又は検討している災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 二 九州ブロックにおける大規模災害発生時の廃棄物対策に関し、各主体の取組の支援方策及び広域的に連携して取り組むことが望まれる事項についての検討
- 三 九州ブロック以外で実施又は検討されている災害時の廃棄物対策に関する情報であって、各構成員が必要とする情報の共有
- 四 その他、本協議会での検討が必要な事項

(構成員等)

第 4 条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。
なお、必要に応じて別表以外の関係者の出席を求めることができる。

(オブザーバー)

第 5 条 各構成員が推薦する者がオブザーバーとして協議会に参加することを妨げない。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、環境省九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課におく。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成 27 年 7 月 29 日から施行する。

別表

構成員名簿

| | |
|-------------|---|
| <p>自治体</p> | <p>福岡県環境部廃棄物対策課長 佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課長 長崎県環境部廃棄物対策課長 熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課長 大分県生活環境部廃棄物対策課長 宮崎県環境森林部循環社会推進課長 鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課長 沖縄県環境部環境整備課長 北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課長 福岡市環境局循環型社会推進部循環型社会計画課長 久留米市環境部施設課長 大牟田市環境部環境企画課長 長崎市市民局環境部廃棄物対策課長 佐世保市環境部環境政策課長 熊本市環境局廃棄物計画課長 大分市環境部清掃管理課長 宮崎市環境部廃棄物対策課長 鹿児島市環境局清掃部リサイクル推進課長 那覇市環境部廃棄物対策課長</p> |
| <p>民間団体</p> | <p>公益社団法人全国産業廃棄物連合会九州地域協議会会長</p> |
| <p>有識者</p> | <p>九州大学 大学院工学研究院環境社会部門 島岡教授 独立行政法人 国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 平山主任研究員</p> |
| <p>国の機関</p> | <p>国土交通省九州地方整備局企画部防災課長 内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課長 環境省九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課長</p> |